

## 利用料金制の活用

指定管理者制度では、利用料金制が認められており、本市の指定管理者の導入を行う多くの施設でも、利用料金制とする予定です。

利用料金制とは、施設使用料を指定管理者が受け取るようにするもので、それぞれの施設の設置管理条例で示す範囲内で、指定管理者が利用料金を決定することができます。

## 指定管理者の決定方法は？

指定管理者の決定方法は、施設ごと、または、まとまった施設ごとに、指定管理者となることを希望する団体を募集し、選考委員会などで提案内容や応募団体の財政基盤などを比較検討し、一団体を指定管理者候補者として選定。市議会の議決を経て、正式に指定管理者を決定し、平成18年4月から指定管理者による管理に移行することになっています。

なお、施設の業務内容によっては、これまで管理を行ってきた団体などが、引き続き管理を行うことが望ましい施設などもあり、すべての施設で公募を行うわけではありません。

## 10月と来年1月に指定管理者を募集

鳥取砂丘情報館のように、すでに募集を終了した施設もあります。が、市では、指定管理者制度の導

入にともない、今年の10月および来年1月に、公募施設の指定管理者を募集します。

本年度に指定管理者を公募する施設の一覧、また、公募時の募集要項などの公表については、本市のホームページ（アドレスは21ページ）で今後、情報提供することになっています。

◆問い合わせ先  
市役所本庁舎行財政改革推進課  
TEL (0857) 20-3164

# 「お笑い健康道場」 オープンしました！



開所が遅れていた「お笑い健康道場」が8月12日（金）、若桜街道本通りにオープンしました。この施設は、本市の高齢化が急速に進み、要介護認定者数が増加傾向にある中で、「笑いと健康」をテーマに中高年齢者の健康の維持・増進を図り、社会参加を促進する目的で開設したものです。

オープニングセレモニーでは、竹内功市長が「オープンが遅れて、みなさんに迷惑をかけました。本施設は、空き店舗を利用した初動負荷トレーニングと笑いが体験できる全国でも珍しい施設。トレーニングと笑いを通じて、心身の健康を実現してください」とあいさつ。続いて、事業主体の鳥取市社会福祉協議会の木村肇会長が「精神的、身体的な介護予防にたいへん有効な施設。社会に貢献していきたい」と述べました。その後、集まれたみなさんが施設内を見学し、11台設置されているトレーニングマシンの使用法やカラオケ教室などの説明を受けました。

会員制で有料です。入会希望の人は下記までご連絡ください。

### メニュー

- 中高年齢者初動負荷トレーニング（40歳以上）
- 介護予防筋力向上トレーニング（要介護状態となる恐れのある60歳以上）
- お笑いカルチャー教室（健康カラオケ教室／マジック教室／鳥取大学落語研究会によるお笑い教室／シルバー英会話教室／ふれあいレクリエーション教室）

◆開館時間 午前10時～午後8時（午後1時～3時は閉館）  
毎週水曜日は閉館

◆問い合わせ先  
お笑い健康道場 TEL (0857) 39-2030

## 広げよう！仲間をつくり 運動の輪

### 第15回 市民けんこうウォーク

- とき 10月16日（日）午前9時30分（受付）
- ところ 鹿野町「城下町鹿野」（約4km）
- 集合場所 鹿野町総合支所 駐車場
- 参加費 無料 定員 300人
- 申込方法 様式は問いません。住所・氏名・年齢を記入のうえ、持参、郵送、ファクシミリ、または電子メールで
- 申込期限 9月20日（火）※小学生以下は保護者同伴でご参加ください。また、駐車場に限りがありますので、乗り合いなどでお越しください。
- 申込先 中央保健センター（富安2丁目・さざんか会館内）TEL (0857) 20-3194 / 各地区健康づくり推進員